

令和8年度求職者・潜在的労働力の就労支援業務に係る 企画提案募集要項

この要項は、青森県が設置する青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）」において令和8年度求職者・潜在的労働力の就労支援業務を実施するにあたり、女性就労支援体制の強化をはじめとする各種支援サービスを効果的に実施するための企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 目的

県が設置する「青森県若年者就職支援センター（ジョブカフェあおもり）」及び地方拠点において、女性をはじめとする潜在的労働力及び求職者一人ひとりに寄り添ったカウンセリングやセミナー等を行いながら、多様な働き方、多様な人材の活躍を推進し、就労支援体制を強化する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度求職者・潜在的労働力の就労支援業務

(2) 業務の内容

「別紙 企画提案仕様書」のとおり

3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託料の上限額

17,466千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

5 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有しており、本業務を適正に実施するための組織体制、事業規模を有し、発注者と十分な意思疎通がとれること。
- (2) 当該業務について適正な経理執行体制を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること）。
- (3) 本事業の公益性を十分に理解している事業者・団体であること。
- (4) 過去に国又は地方公共団体から就労支援関連業務を受注した実績を有している

- こと。又は、これと同等の実績を有すること。
- (5) 若年者地域連携事業（厚生労働省事業）の受注者、その他若年者の就職支援に関して必要な事業及び関係機関と連携・協力しながら本業務が遂行できること。
 - (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - (7) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていない者であること。
 - (8) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (9) 会社更生法又は民事再生法等による手続を行っている者でないこと。
 - (10) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

6 応募書類

- (1) 企画提案提出書（様式1及び付表）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 経費積算書（様式3）
「4 委託料の上限額」の範囲内の額で見積もり、積算内訳（単価、数量）が分かるように作成すること。
- (4) その他企画提案を説明するのに必要な書類
- (5) 事業者・団体の概要が分かるもの（会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績が分かる資料）
- (6) 会社については商業登記簿の写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し
- (7) 貸借対照表及び損益計算書（直近2事業年度分）
- (8) 会計事務に関する規程等（団体における旅費の支給や物品の購入に関する取扱いが盛り込まれているもの）
- (9) 個人情報取扱いに関する方針、規程等
- (10) 危機管理体制に関する方針、規程等

* 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

* 留意事項

- ア 企画提案は一法人につき1提案とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容を変更することはできない。
- エ 必要により提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合

がある。

オ 提出された書類は原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

カ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・日本産業規格A4判）を提出すること。

7 応募方法及び応募期限

(1) 応募方法

前記6の書類を、「12 問い合わせ先・応募窓口」に直接持参するか郵送すること。

また、直接持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日の9時から17時までとする。

なお、ファックスや電子メールでの応募は受け付けない。

(2) 応募期限

企画提案書等 令和8年3月24日（火）17時必着

8 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和8年3月17日（火）17時まで

(2) 質問方法

質問は、質問書（様式4）に記入の上、下記の「12 問合せ先・応募窓口」あて電子メールで提出すること。なお、原則、口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてに電子メールで回答する。

9 事業実施候補者の選定

(1) 審査方法

提出された応募書類により審査を行う。

なお、プレゼンテーションは必要に応じて実施することとし、実施する場合は別途、開催日時、場所及び時間を企画提案者に個別に連絡する。

(2) 選考基準

ア 実施体制と管理体制（事業を効果的に実施できる体制が整っているか）

イ 経費の妥当性（経費の積算は適切か）

ウ 本事業の趣旨を理解し、女性をはじめとした潜在的労働者等に対する就労支援が効果的に実施できる内容となっているか

エ 関係事業・関係機関と連携しながら本業務が遂行できる内容となっているか

(若年者地域連携事業、ジョブカフェあおもり運営・推進事業、女性就労支援のための連絡会議等への参画や関係機関との連携)

- オ 目標とする成果が実現可能か
- カ 事業効果を測定・検証できる内容となっているか。
- キ 過去の実績を有しているか
- ク その他事業者の適性

1 0 選考結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知等

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

ア 委託契約の締結にあたっては、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査したうえで随意契約による委託契約を締結する。

イ 委託契約にあたっては、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき、委託契約を締結する。

ウ 本業務により製作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

(3) 事業報告等

受注者は、事業の実施状況について適宜県に報告するとともに、事業終了後は速やかに実績報告書等を提出すること（契約の際に様式を提示）。

1 1 その他留意事項

(1) 応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 本企画提案は、本業務に係る県予算案が成立しない場合は中止とするが、この場合においても当該応募に係る経費については、一切補償しない。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。

(5) 事業の受注により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務があることに留意すること。

(6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定する。

12 問合せ先・応募窓口

あおもり人財確保推進センター

(青森県こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ)

住 所：〒030-0803 青森市安方1-1-40

青森県観光物産館アスパム7階

電 話：017-775-7075

E-mail：wakamono@pref.aomori.lg.jp